

軽微な審査として取扱う研究に関する申合せ

2016年4月1日制定

同志社女子大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会は、下記に該当する申請を軽微な審査として取扱うことを申し合わせる。

記

医学系研究を除き、1)～4)のいずれかに該当する場合

- 1) 本学で承認済みの研究で、研究責任者及び研究実施者のみを変更になった研究
- 2) 既已取得された情報で、連結不可能匿名化された情報を用いる研究
- 3) 過度なストレスにならない調査内容であり、個人情報を取り扱わない無記名調査等の研究
- 4) 以下の全てに該当する研究
 - ①他の研究機関との共同研究であって、主たる研究機関で倫理審査が承認済みである。
 - ②連結不可能匿名化である。
 - ③データ収集を他機関や会社等に業務委託をしない。
 - ④謝礼がない。
 - ⑤研究対象者と研究者との間に利益相反がない。

以上

この申合せの改廃は、「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会において決定する。

附 則

1. この申合せは、2016年4月1日から施行する。